

香川県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、処分等で人事委員会規則で定める業務</u></p> <p>2 略</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>(用地交渉等業務手当)</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第4条 狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による犬の捕獲又は処分</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）又は香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年香川県条例第2号）の規定による犬、猫等の引取り、収容又は処分</p> <p>2 狂犬病予防等業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第19条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる職員が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生を予防し、若しくはまん延を防止するため緊急の必要がある場合に特に命ぜられ、又は同法第48条の2第1項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 家畜保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。</p> <p>(用地交渉等業務手当)</p>

第21条 用地交渉等業務手当は、職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得、換地処分若しくは漁業権の消滅若しくは制限（以下この項において「土地の取得等」という。）に関し現地で交渉する業務又は工事の施行により生ずる損失の補償に関し現地で交渉する業務（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）に従事したときに支給する。

2 略

（特殊現場作業手当）

第22条 略

2 略

（1）～（6） 略

（7） 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
290円

（8） 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき
400円

（9） 略

（特殊現場指導業務手当）

第23条 略

第21条 用地交渉等業務手当は、職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得、換地処分又は漁業権の消滅若しくは制限に関し現地で交渉する業務に従事したときに支給する。

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

（1）～（6） 略

（7） 感染症予防法第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるもの（以下「感染症」という。）に関し面接して行う感染症予防法第15条第1項の規定による質問若しくは調査又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

（8） 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

（9） 略

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）～（6） 略

（7） 前項第7号又は第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき290円

（8） 略

（特殊現場指導業務手当）

第23条 特殊現場指導業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

2 略

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき650円

(2) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,000円

(併給禁止)

第24条 略

2 前条第1項第3号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、漁業取締業務手当は、支給しない。

附 則

(派遣職員の特殊勤務手当の種類)

2 当分の間、香川県広域水道企業団に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の特殊勤務手当の種類は、第2条の規定にかかわらず、浄水等作業手当、用地交渉等水道業務手当及び特殊現場水道業務手当とする。

(用地交渉等水道業務手当)

5 用地交渉等水道業務手当は、派遣職員が土地（土地を使用する権利を含む。以下この項において同じ。）の取得に関し現地で交渉する業務又は工事の施行により生ずる損失の補償に関し現地で交渉する業務（土地の取得に係る交渉に該当するものを除く。）に従事したときに支給する。

6 用地交渉等水道業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が

(1)・(2) 略

(3) 高压ガスが不法に取り扱われ、若しくは消費され、又は取り扱われ、若しくは消費されるおそれのある現場において行う高压ガス保安法第39条第2号に掲げる措置に伴い、高压ガスを充てんした容器を回収する業務

(4)・(5) 略

2 特殊現場指導業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき650円

(2) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,000円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 前条第1項第3号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、保安検査等業務手当は、支給しない。

3 前条第1項第4号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、漁業取締業務手当は、支給しない。

附 則

(派遣職員の特殊勤務手当の種類)

2 当分の間、香川県広域水道企業団に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の特殊勤務手当の種類は、第2条の規定にかかわらず、浄水等作業手当、用地交渉業務手当及び特殊現場水道業務手当とする。

(用地交渉業務手当)

5 用地交渉業務手当は、派遣職員が土地（土地を使用する権利を含む。）の取得に関し現地で交渉する業務に従事したときに支給する。

6 用地交渉業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜に

深夜において行われた場合にあっては、975円)とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る特殊現場作業手当の特例)

10 略

(令和2年度鳥インフルエンザに係る家畜保健衛生業務手当の特例)

12 第19条第1項に規定する業務であって令和2年度鳥インフルエンザ(令和2年11月5日から令和3年3月31日までの間に県内で発生した家畜伝染病予防法第2条第1項の表24の項に規定する高病原性鳥インフルエンザ又は同表25の項に規定する低病原性鳥インフルエンザをいう。以下同じ。)のまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における家畜保健衛生業務手当の額については、第19条の規定にかかわらず、2,000円とする。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る特殊現場作業手当の特例)

13 第22条第1項第8号に掲げる業務であって令和2年度鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における同号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当の額については、同条の規定にかかわらず、2,000円とする。

において行われた場合にあっては、975円)とする。

(特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定、附則第11項の次に2項を加える改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第12項及び第13項の規定は、令和2年11月5日から適用する。
(家畜保健衛生業務手当の内払)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例第19条第1項の規定により支給された家畜保健衛生業務手当のうち新条例附則第12項に規定する業務に係るものは、同項の規定による家畜保健衛生業務手当の内払とみなす。
(特殊現場作業手当の内払)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例第22条第1項の規定により支給された同項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当のうち新条例附則第13項に規定する業務に係るものは、同項の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。